

法人税課税と届出関係

(法人税課税と届出関係手続)

当Noは、公益法人及び一般法人の法人税法上の区分や届出関係手続について概説する。

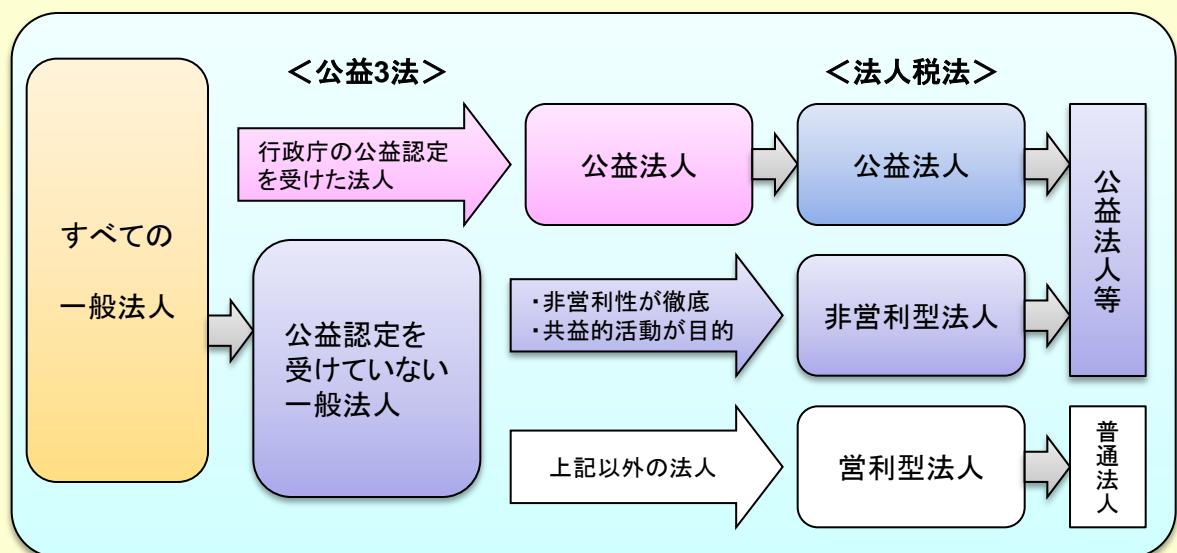
(ポイント)

- 法人税法上、公営法人及び非営利型一般法人は公益法人等、営利型一般法人は普通法人に該当
- 上記のうち、公益法人等に該当する法人は収益事業課税、普通法人に該当する法人は全所得課税
- 収益事業を新たに開始したときや、公益認定を受けた場合等には、各種届出書を所轄税務署長に対して提出

1. 法人区分ごとの法人税法上の取扱い

公益法人等は、法人税法上、(1)公益社団法人・公益財団法人(以下「公益法人」)、(2)一般社団法人・一般財団法人(以下「一般法人」)の2つに区分される。(1)は行政庁から公益認定を受けたものをいい、法人税法上、公益法人等として取り扱われる(法法2の6)。(2)は公益認定を受けていない一般法人で①非営利型法人及び②非営利型法人以外の法人(以下「営利型法人」)の2つに区分される。①は非営利性が徹底された法人または共益的活動を目的とする法人で、法人税法上、公益法人等となる。②は法人税法上、普通法人となる。

公益3法の制定により新たに創設された法人の区分



非営利型法人

公益認定を受けていない一般法人のうち一定要件に該当するもの

①非営利性が徹底された法人
事業により利益を得ることまたは得た利益を分配することを目的としない法人(法法2⑨の二イ)

②共益的活動を目的とする法人
会員から受け入れる会費により会員に共通する利益を図るための事業を行う法人(法法2⑨の二ロ)

(裏面に続く)



法人税課税と届出関係

2.収益事業の定義

前記(1)及び(2)①はその法人の営む事業のうち収益事業から生じた所得に対して課税が行われ、上記(2)②はすべての所得に対して課税が行われる。法人税率は法人区分に関係なく、所得金額年800万円超の部分については23.9%、所得金額800万円以下の部分については15%となる。

課税所得の範囲と法人税率

課税所得 の範囲	公益法人	一般法人	
		非営利型法人	営利型法人 (普通法人)
	収益事業から生じた 所得に対して課税、 公益目的事業は非 課税	収益事業から生 じた所得に対し て課税	すべての所得に 対して課税
法人税率	23.9%(注) (所得金額年800万円以下の金額は15%)		

(注)平成28年4月1日以後に開始する事業年度については段階的に引き下
げられる予定

3.届出関係手続

収益事業を新たに開始したときや、行政庁から公益認定を受けた場合、上記(1)及び(2)②の法人が非営利型法人となったとき、公益法人等で収益事業を行っていないものが普通法人に該当することとなったとき、収益事業を廃止したとき、その他届出の要件となる法律で定められた事実等が生じたときは、各種届出書を納税地の所轄税務署長に対し、その提出期限までに提出しなければならない。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<行政庁による業務改善勧告>

最近、公益法人の不適切な運営や資金流用等の事象が生じており、行政庁である内閣府より業務改善勧告がなされることがある。ある公益法人は変更認定を受けることなく公益目的事業の内容を変更し、利用者からの預託金を流用して多額の不足額を発生させたうえ、適切な改善計画を策定していなかった。また、執行部、理事会、監事及び評議員会等は、こうした状況を是正するための適切な権限を行使しておらず、職務上の義務違反の疑いがあるようである。こうした理由等により、経理的基礎及び適正な法人運営に疑いがあるとして勧告がなされることがある。このような不祥事が発生すると、一般的に行政庁の指導・監督が強化されることになり、影響が大きい。新たに公益法人を目指す法人や既存の公益法人は、今後とも、このような点を注意深く見ていく必要がありそうだ。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。